

(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ(以下「協会ホームページ」という)の広告掲載に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告等の種類及び範囲)

第2条 協会ホームページに掲載する広告は、バナー広告とし、広告、そのリンク先ページの内容又は広告を掲載しようとする者が次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 協会ホームページの公共性、公益性、及びその品位を損なう恐れのあるもの
- (2) 風俗営業の規格及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に定める風俗営業又は性風俗関連特殊営業等に係るもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に支障があると認められるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公序良俗に反する恐れのあるもの
- (7) 法令に違反するもの
- (8) 前各号掲げるもののほか、掲載する広告として適当でないと理事長が認めるもの

(広告バナーの規格)

第3条 広告バナーの規格は次のとおりとする

- (1) 80ピクセル、横187ピクセル
- (2) 形式、GIF、JPEG、PNG
- (3) アニメーション、ロールオーバー等画像が変化するものは不可
- (4) データ容量、4KB以下

2 広告バナーのデザイン等広告に関する基準は、理事長が別に定める

(広告の掲載位置)

第4条 広告を掲載するページ、位置及び枠数は理事長が定める。

(掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、原則として1ヶ月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。ただし、年度を越える期間を指定することはできない。また、理事長が必要と認めるときは、掲載期間を指定することができるものとする。

2 広告掲載の開始日及び終了日は、理事長が別に定める。

(掲載希望者の募集)

第6条 広告掲載希望者の募集は、協会ホームページへの掲載その他の方法で行うものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告掲載希望者は、(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載申込書(別記様式第1号)に掲載しようとする広告案(電子データを含む)を添えて、理事長が指定する期間内に申し込むものとする。その際、理事長は必要に応じて、広告掲載希望者に関する資料を求めることができる。

2 広告掲載希望者は、広告バナーに掲載される者又は団体と同一でなければならない。

(掲載の決定)

第8条 理事長は、次条に規定する(公財)新潟観光コンベンション協会広告審査委員会(以下、「委員会」という。)による審査結果を受けて、広告掲載の可否を決定する。

2 理事長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果、掲載内容、条件等について(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載決定通知書(別記様式第2号)又は(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告不掲載決定通知書(別記様式第3号)により広告掲載希望者へ通知する。

3 理事長は、広告掲載希望者が第4条に規定する枠数をこえたときは、次の順位により決定する。なお、同順位のものの中では、掲載希望月数の多いものを優先することができる。

(1) 第1順位 当財団の賛助会員である企業、団体、個人の広告

(2) 第2順位 国又は地方公共団体が出資し、又は出捐している法人又は団体の広告

(3) 第3順位 公益法人及び公益的団体の広告(前号に掲げるものを除く。)

(4) 第4順位 私企業のうち公益的性格を有する企業の広告

(5) 第5順位 私企業は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するものの広告(前号に掲げるものを除く)

(6) 第6順位 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないものの広告(第3号に掲げるものを除く)

(7) 第7順位 前各号に掲げるもの以外の広告

4 前項の規定によっても順位が同じ広告が複数あることにより、掲載する広告を決定できないときは、抽選に決定する。

(審査委員会)

第9条 理事長は、ホームページへの広告掲載を適正に実施するため、(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告審査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は事務局長、総務部長、企画部長、事業部長で構成する。

3 前条に規定する者のほか、理事長は必要があると認める者の出席を求めることができる。

4 委員会は、次の事項について審査する。

(1) 広告掲載の可否に関すること

(2) その他広告掲載に関して必要な事項

(広告掲載内容の承諾)

第10条 第8条の規定により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、掲載内容及び条件等を遵守する旨の承諾書(別記様式第4号)を理事長に提出する。

(広告掲載料)

第11条 広告掲載料については、理事長が別に定める。

2 広告掲載料、掲載の決定後、理事長が指定する期日までに、一括して前納するものとする。ただし、理事長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告バナーの作成及び提出)

第12条 広告主は申込時に提出した案による広告バナー(電子データ)を自己の負担により作成し、理事長が指定する期日までに理事長に提出しなければならない。

(掲載決定の取消)

第13条 理事長は、次のいずれに該当するときは広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。
- (2) 指定する期日までに広告バナー（電子データ）の提出がないとき。

(リンク先ページ等の変更)

第14条 理事長は、広告掲載の後にリンク先ページの内容等が法令に違反し、若しくはその恐れがあり、又はこの要綱に抵触していると判断したときは、リンクの一時的解除及び、内容等の変更を広告主に対して求めることができる。

(広告の削除)

第15条 理事長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告主への催告その他何らの手続を経ることなく、掲載の一時中止又は広告の削除をすることができる。

- (1) 前条の規定による変更の求めに広告主が応じないとき。
- (2) 協会ホームページに掲載している広告、そのリンク先ページの内容又は広告主が第2各号のいずれかに該当することとなったとき。

2 本協会は、前項の規定により掲載の一時中止は広告の削除をした場合において、広告主が損害を受けることがあっても、その賠償の責めを負わない。また、納付済の広告掲載料は返還しない。

(広告等の変更)

第16条 広告主は、1ヶ月を単位として広告バナー又はリンク先ページアドレスを変更することができる。

2 広告主は、前項の規定により広告バナーを変更する場合は、変更する月の前月の15日までに、理事長に、(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告変更申込書(別記様式第5号)を提出するものとする。ただし、広告バナーを変更する場合は、申込書の提出の際に変更後の広告バナー(電子データ)を添えるものとする。

3 第8条の規定は、前2項の規定による広告の変更について準用する。

(広告掲載の取止め)

第17条 広告主は自己の都合により、協会ホームページへの広告の掲載の取止めを協会に求めることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告の掲載を取止めようとするときは、理事長に(財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取止申出書(別記様式第6号)を提出するものとする。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り止めた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(掲載期間の延長)

第18条 広告主の責に帰さない理由により、協会が広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が1日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載料の返還)

第19条 理事長は、前条の規定により広告が掲載できなかった場合で、かつ掲載期間の延長が困難なときは、納付済の広告掲載料を該当広告主に返還する。

- 2 前項の規定により変換する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、1円未満の端数金額は切り捨てるものとする。
- 3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告主の責務)

第20条 広告主は、広告バナー及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

4 広告主は、第8条第1項の規定により決定を受けた協会ホームページへの広告掲載の権利を譲渡してはならない。

(裁判管轄)

第21条 この要綱に定める広告掲載に関する訴訟の提起等は、新潟市の所在地を管轄する裁判所に行なうものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、平成19年7月1日から施行する。

(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱に係る運用基準

この基準は、(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ広告掲載取扱要綱(以下「要綱」という。)の運用の明確化を図るため、運用に関する基準として定めるものである。

1 広告掲載の範囲について

(公財)新潟観光コンベンション協会ホームページ(以下「協会ホームページ」という。)に掲載する広告は、広告及びそのリンク先ページの内容が次のいずれかに該当するものは掲載しない。

(1) 業種及び広告対象について掲載すべきでないもの。

- ①風俗営業及び類似の業種
- ②貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)に規定する貸金業
- ③たばこ
- ④ギャンブルにかかるもの
- ⑤酒
- ⑥規制対象となっていない業種においても、社会問題を起こしている業種や事業者が掲載しようとするもの
- ⑦法律の定めのない医療類似行為を行なう施設
- ⑧民事再生法及び会社更生法による更正手続き中の事業者が掲載しようとするもの
- ⑨当財団の賛助会費を滞納している者が掲載しようとするときは賛助会員価格は適用しない
- ⑩行政機関からの行政指導を受け、改善をしていない者が掲載しようとするもの

(2) 広告内容等について掲載すべきでないもの

- ①人権侵害、名誉毀損、各種差別的なもの
- ②法律で禁止されている商品や、無認可商品、粗悪品などの不適切な商品、サービスを提供するもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団に関するもの
- ④他を誹謗、中傷又は排斥するもの
- ⑤公の選挙若しくは投票の事前運動に該当するもの
- ⑥宗教団体等による布教推進を主目的とするもの
- ⑦非科学的又は迷信に類するもので、利用者を惑わせたり、不安を与える恐れのあるもの
- ⑧国内世論が大きく分かれているもの

(3) 消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から掲載すべきでないもの

- ①根拠のない誇大な表現によりもの
- ②射幸心を著しくあおる表現によるもの
- ③労働基準法等関係法令を遵守していない人材募集広告
- ④虚偽の内容を表示するもの
- ⑤法令で認められていない業種、商法又は商品
- ⑥国家資格に基づかない者が行なう療法等
- ⑦責任の所在が明確でないもの

- (4) 青少年の保護または健全育成の観点から掲載すべきでないもの
- ①水着姿及び裸体姿等で広告内容に無関係で必然性のないもの
 - ②暴力や犯罪を肯定し助長するような表現
 - ③残酷な描写など、善良の風俗に反するような表現
 - ④暴力又はわいせつ性を連想させるもの
 - ⑤ギャンブル等を肯定するもの
 - ⑥その他青少年の人体、精神又は教育に有害なもの

2 広告の表現について

協会ホームページにバナー広告を掲載するに当たり、その広告表現について、要綱に定めるもののほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するために、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 禁止する表現

次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- ①「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- ②アラートマーク
- ③ラジオボタン
- ④テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- ⑤プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

(2) G I Fアニメ等

G I Fアニメ及びF L A S Hを用いる表現は禁止とする。

(3) 協会ホームページとの区別

次の表現については、ユーザーが協会ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同する恐れがあるため、禁止とする。

- ①協会ホームページと類似の色調及び字体を使用するもの。
- ②ユーザーが協会の事業であると誤認しやすいもの。

(4) 色調

文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画面や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするように配慮しなければならない。

(5) 解像度

文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。